ホ　階数が２以下の木造の評価対象建築物における基準

建築基準法第６条第１項第２号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が２以下のものについては、次の①から⑥まで（等級１への適合判定にあっては⑥）に掲げる基準に適合していること。

①　令第46条第４項の規定に適合していること。この場合において、同項中「階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第５の１－１(3)ホ①の表１の(い)項に掲げる軸組の種類に応じて当該軸組の長さに(ろ)項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」と、「次の表二に」とあるのは「表（等級２への適合判定にあっては評価方法基準第５の１－１(3)ホ①の表２を、等級３への適合判定にあっては評価方法基準第５の１－１(3)ホ①の表３をいう。以下この項において同じ。）に」と、「、表二」とあるのは「、表」と「国土交通大臣が定める基準に従つて設置」とあるのは「設置」とする。

表１

	(い)	(ろ)
	軸組の種類	倍率
(1)	昭和56年建設省告示第1100号（以下この欄において「告示」という。）別表第１の(4)、(5)又は(12)の(い)欄に掲げる材料（(5)にあっては、構造用パーティクルボード及び構造用ＭＤＦを除く。）を、(ろ)欄に掲げる方法によって、柱及び間柱の片面に高さ36cm以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組（壁の高さが横架材間内法寸法の10分の８未満である場合にあっては、当該軸組の両端の柱の距離は２m以下とし、かつ、両端の柱のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によって、柱及び間柱の片面に高さが横架材間内法寸法の10分の８以上となるように打ち付けた壁（ただし、告示別表第１の(12)の(い)欄に掲げる材料の端部を入り隅の柱に打ち付ける場合にあっては、同表(ろ)欄に掲げる方法によって、当該端部を厚さ３cm以上で幅４cm以上の木材を用いて柱にくぎ（日本工業規格Ａ5508―2005（くぎ）に定めるＮ75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（釘の間隔は、30cm以下に限る。）の片面に打ち付け、他端を柱又は間柱に打ち付けた壁とすることができる。）を有するものとする。この表の(2)において同じ。）	昭和56年建設省告示第1100号別表第１(は)欄に掲げる数値に0.6を乗じた数に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じた値
（略）		

表２・表３　（略）

②～⑥　（略）

へ・ト　（略）

(4)　（略）

１－２～11－２　（略）

ホ　階数が２以下の木造の評価対象建築物における基準

建築基準法第６条第１項第２号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が２以下のものについては、次の①から⑥まで（等級１への適合判定にあっては⑥）に掲げる基準に適合していること。

①　令第46条第４項の規定に適合していること。この場合において、同項中「階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第５の１－１(3)ホ①の表１の(い)項に掲げる軸組の種類に応じて当該軸組の長さに(ろ)項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」と、「次の表二に」とあるのは「表（等級２への適合判定にあっては評価方法基準第５の１－１(3)ホ①の表２を、等級３への適合判定にあっては評価方法基準第５の１－１(3)ホ①の表３をいう。以下この項において同じ。）に」と、「、表二」とあるのは「、表」と「国土交通大臣が定める基準に従つて設置」とあるのは「設置」とする。

表１

	(い)	(ろ)
	軸組の種類	倍率
(1)	昭和56年建設省告示第1100号（以下この欄において「告示」という。）別表第１の(1)、(2)又は(9)の(い)欄に掲げる材料を、(ろ)欄に掲げる方法によって、柱及び間柱の片面に高さ36cm以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組（壁の高さが横架材間内法寸法の10分の８未満である場合にあっては、当該軸組の両端の柱の距離は２m以下とし、かつ、両端の柱のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によって、柱及び間柱の片面に高さが横架材間内法寸法の10分の８以上となるように打ち付けた壁（ただし、告示別表第１の(9)の(い)欄に掲げる材料の端部を入り隅の柱に打ち付ける場合にあっては、同表第１(ろ)欄に掲げる方法によって、当該端部を厚さ３cm以上で幅４cm以上の木材を用いて柱にくぎ（日本工業規格Ａ5508―2005（くぎ）に定めるＮ75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（釘の間隔は、30cm以下に限る。）の片面に打ち付け、他端を柱又は間柱に打ち付けた壁とすることができる。）を有するものとする。この表の(2)において同じ。）	昭和56年建設省告示第1100号別表第１(は)欄に掲げる数値に0.6を乗じた数に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じた値
（略）		

表２・表３　（略）

②～⑥　（略）

へ・ト　（略）

(4)　（略）

１－２～11－２　（略）